

令和5年4月1日制定
令和6年4月1日改定
令和7年4月1日改定

京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業実施要領

1 目的

この実施要領は、京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条に掲げる事業の実施に関して、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領の定めのほか、必要な細目等を定めることを目的とする。

2 事業内容

京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、中小事業者の高効率機器の導入による省エネ改修に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

3 補助金の交付事業

(1) 交付の対象となる設備の要件及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）における設備の要件は、別表に定めるとおりとし、補助事業者は、これらの導入に要する経費のうち、同表に定める経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

(2) 間接補助金の交付の対象者

間接補助金の交付を申請できる者は、京都市内に事業所を有する次のア、イのいずれかに該当し、かつ、ウの条件を満たしている者とする。

ア 準特定事業者

京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）第45条第1項に規定する準特定事業者

イ 中小企業者等

京都市内において、事業活動を営んでいる既築の工場、事業場、店舗、宿泊施設、医療機関、福祉施設、教育機関等を有する次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する中小企業者で、かつ、間接補助金の交付を受けた年度から起算して5年を経過する年度まで、条例第47条に基づき「エネルギー消費量等報告書」を提出することを確約できる事業者

(ア) 中小企業者

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者

(イ) 医療法人

常時使用する従業員の数が300人以下のもの

(ロ) (イ)以外の法人

常時使用する従業員の数が100人以下のもの

(エ) その他市長の承認を得て補助事業者が適当と認める者

ウ 以下の(ア)～(イ)に該当しない者

(ア) 既に納期が到達している国税及び地方税の未納滞納者

(イ) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

- (ウ) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (オ) 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (キ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(イ)から(カ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者
- (ク) (イ)から(カ)まで(キ)の場合を除く。)のいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合に、当法人が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わない者
- (ケ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業を営む者
- (コ) 条例第2条第1項第7号に規定する特定事業者
- (サ) 国又は地方公共団体等

(3) 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、間接補助対象経費の2分の1以内とし、算出した額が2,000千円を超える場合は、2,000千円とする。ただし、算出した額が500千円未満となる場合は、間接補助の対象としない。

(4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知
- イ 間接補助金交付先の採否に関する事務
- ウ 間接補助金の交付(交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。)に関する事務
- エ 間接補助金の交付決定を受けた者(以下「間接補助事業者」という。)の指導監督
- オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応
- カ 上記に関する付帯事務

(5) 間接補助金交付先の採択等

- ア 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、本市と協議のうえ、採否に関する審査基準を作成するものとする。
- イ 補助事業者は、アの審査基準に基づき間接補助金交付先の採択を行う。
- ウ 間接補助金交付先の採択は、本市と協議のうえ、行うものとする。

(6) 間接補助事業の表示

- ア 補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、本市補助事業である旨を明示した表示物を貼付するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。
- イ 間接補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具に、本市補助事業である旨を明示した表示物を貼付しなければならない。

(7) 間接補助事業の指導監督

- ア 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に市長に報告するものとする。
- イ 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、市長に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(8) 交付の条件

- ア 間接補助事業者は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(「取得財産等」とい

う。)について、管理するための台帳を備え、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

イ 取得財産のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得財産等の取得価格が単価500千円以上の機械及び器具、備品及びその他重要な財産とする。

ウ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に定める取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

エ 間接補助事業者は、市長を通じ、環境大臣または地方環境事務所長の承認を受けないで、前項で定める期間を経過するまで、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。

なお、財産処分に関する承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、別途指定する期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第29号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

オ 交付対象事業の完了によって間接補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、交付金の交付の目的に反しない場合に限り、交付対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付金の全部又は一部に相当する金額を間接補助事業者に納付させることができる。

カ 間接補助事業者は、間接補助金について経理を明らかにする帳簿（電磁的記録による保管が可能なものも含む）を作成し、事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について上記ウで定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

4 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、市長に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

この実施要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表

1 間接補助対象設備の要件

次の(1)及び(2)を満たすもの

(1) 前提となる要件

- ア 京都市内の既存建築物（新築・増築は対象外）に設置する設備であること。
- イ エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- ウ 各種法令等に遵守した設備であること。
- エ 間接補助対象設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、対象外とする。
- オ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてＪ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- カ 間接補助対象設備等に対して、京都市、京都府及び国など他の公的補助金を受けていない、若しくは受ける見込みがないこと。

(2) 間接補助対象設備の要件

高効率空調機器	対象施設内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して３０％以上省ＣＯ２効果が得られるもの。
高機能換気設備	対象施設内に設置し、平時に活用するものであり、次のア～ウの要件を全て満たすこと。 ア 全熱交換器（ＪＩＳ Ｂ ８６２８に規定されるもの）であること イ 必要換気量（１人当たり毎時３０ｍ³以上※）を確保すること ウ 熱交換率４０％以上（ＪＩＳ Ｂ ８６３９で規定）であること ※ 建築物の構造上、一人あたり毎時３０ｍ³を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和２年３月３０日厚生労働省「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を確認すること。
高効率照明機器	調光制御機能を有するＬＥＤに限る（ただし、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設の照明、再エネ一体型屋外照明の場合はこの限りではない）。
高効率給湯機器	従来の給湯機器等に対して３０％以上省ＣＯ２効果が得られるもの。

2 間接補助対象経費

区分	費目	細目
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費
		労務費
		直接経費
	(間接工事費)	共通仮設費
		現場管理費
		一般管理費
	付帯工事費	
	機械器具費	
	測量及試験費	
設備費	設備費	
業務費	業務費	
事務費	事務費	

表中の経費のうち、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※は対象外

※ 消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額